

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和8年3月26日(木) 午後2時13分～午後2時22分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、2番 荒川 義孝、6番 今原 ゆかり、10番 北川 広人、

12番 柴口 征寛

オブザーバー

議長(3番) 神谷 直子、 副議長(9番) 長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

11番 鈴木 勝彦

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

1 高浜市議会委員会条例の一部改正について

2 高浜市議会会議規則の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 それでは、議会運営委員会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名ですが、本件については副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の付議事項は、お手元に配付してあります付議事項のとおりです。

《議 題》

1 高浜市議会委員会条例の一部改正について

委員長 本件につきましては、3月10日開催の各派代表者会議において、議案第12号の条例案が可決された場合を前提として協議を行いました。意見の一致が見られなかったため所定の賛成者を募り、議会運営委員会に諮った上で提出することとなっているところ、資料のとおり提出されましたので協議をお願いします。

それでは、提案者であります鈴木勝彦議員に提案理由の説明をお願いするために、委員会への出席を求めるとしたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

それでは、鈴木勝彦議員に出席を求めるとともに、提案理由の説明をお願いいたします。

説(11) 御指名をいただきましたので、説明させていただきます。

議員提出議案第1号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明します。新旧対照表も併せて御覧ください。

本議案は、私、鈴木勝彦、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山 啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、北川広人議員、柴口征寛議員、黒川美克議員、以上を提出者とし

て提案するものでございます。

本案は、先ほど可決されました議案第 12 号 高浜市事務分掌条例の一部改正による行政組織の改革に伴い、常任委員会の所管についての整備を行うもの及び標準市議会委員会条例の一部改正の内容を踏まえ、委員会における公述人による賛否等の申出について、オンラインにより行うことを可能とする規定を定めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、まず、行政組織の改革に伴う改正として、第 2 条第 2 項第 1 号中、総務建設委員会の所管として新たに行財政改革グループの所管に属することを加えるものでございます。

次に、委員会における公述人による賛否等の申出について、第 24 条に 1 項を加え、オンラインによる方法を可能とする規定を定めています。また、第 28 条では公述人の意見の提示方法に電子情報処理組織を使用する方法を加え、第 2 項のただし書きを削り、オンライン出席を希望する公述人であっても発声困難等の事由が想定されることから、文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法による意見提示については、その状況に応じて委員会で許否を判断することとするものであります。

最後に、附則におきましては、この条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日からといたします。

説明は以上となりますので、全議員の賛同を賜りますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

意見なし

委員長 ないようでしたら、鈴木勝彦議員の退席をお願いいたします。

次に、本議案の取扱いについて、事務局より説明を願います。

説（事務局長） それでは説明させていただきます。

ただいま協議しております議員提出議案につきましては、議員提出議案第 1 号として本会議再開後に、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま、事務局が説明したとおり決定して御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員会 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 高浜市議会会議規則の一部改正について

委員長 この件につきましては、3月10日開催の各派代表者会議において、案のとおり議員提案することが決定し、資料のとおり提出されました。

それでは、議案提出者であります鈴木勝彦議員に提案理由の説明をお願いするために、委員会への出席を求めることにいたしたいと思いますが、御異議ございますか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

それでは、鈴木勝彦議員に出席を求めるとともに、提案理由の説明をお願いいたします。

説(11) それでは、御指名をいただきましたので、説明させていただきます。

議員提出議案第2号 高浜市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をいたします。
新旧対照表も併せて御覧ください。

本議案は、私、鈴木勝彦を提出者として、各会派の代表者を賛成者として提案するものでございます。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正の内容を踏まえ、議会等における通知等の手続について、オンラインにより行うことを可能とする通則規定を定めるものであります。

改正の主な内容でございますけれども、第158条の2に電子情報処理組織による通知等を、第158条の3に電磁的記録による作成等をそれぞれ新たに規定しています。

まず、第158条の2の電子情報処理組織による通知等の第1項及び第2項では、議会等における通知のオンライン化を可能とする規定を、第3項ではオンラインで行われた通知を文書により行われたものと同様にみなす規定を定めています。また、第4項ではオンラインによる通知の到達時期について定め、第5項では署名・押印の取扱いを議長が定める規程で定める旨を規定し、第6項では正当な理由がある場合に限り、部分的なオンラインを認めることを定めています。

次に、第158条の3、電磁的記録による作成等の第1項では、電磁的記録による文書等の作成を可能とする規定を定め、第2項では第1項により行われた電磁的記録による作成等についても

文書等により行われたものと同様にみなす規定を定めています。

最後に、附則におきましては、この条例の施行日を令和8年4月1日からといたします。

説明は以上です。

委員長 それでは説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、鈴木勝彦議員の退席をお願いいたします。

次に、本議案の取扱いについて、事務局より説明を願います。

説（事務局長） それでは説明させていただきます。

ただいま協議しております議員提出議案につきましては、議員提出議案第2号として本会議再開後に、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明したとおりに決定して、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、本日の案件はこれで終了となります。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後2時22分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長